

2024年1月31日（水）
株式会社 三井住友銀行

「特典付積立《りぼん》」の特典ご提供の終了に伴う 商品名変更および規定廃止・改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は三井住友銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

長年ご愛顧いただいております「特典付積立《りぼん》」・「特典付積立《りぼん》（職域専用）」・「特典付積立《りぼん》（定期受取機能付）」につきまして、誠に勝手ながら2024年3月17日（日）をもって特典のご提供を終了させていただきます。また特典ご提供の終了に伴い、2024年3月18日（月）に別紙のとおり関連する規定を廃止および改定いたします。

今後ともお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

●対象商品

- 「特典付積立《りぼん》」
- 「特典付積立《りぼん》（職域専用）」
- 「特典付積立《りぼん》（定期受取機能付）」

※特典付積立《りぼん》（職域専用）、特典付積立《りぼん》（定期受取機能付）はお勤め先と提携した積立預金です。

●特典ご提供の終了日

2024年3月17日（日）

●特典ご提供終了に伴う商品名変更

変更前	変更後
特典付積立《りぼん》	SMBC積立定期預金《りぼん》
特典付積立《りぼん》（職域専用）	SMBC積立定期預金《りぼん》（職域専用）
特典付積立《りぼん》（定期受取機能付）	SMBC積立定期預金《りぼん》（定期受取機能付）

特典ご提供の終了に伴う規定の廃止・改定

別紙

- 廃止となる規定
 - ・ 特典付積立《りぼん》に関する規定
- 改定となる規定
 - ・ 特典付積立《りぼん》（職域専用）に関する追加規定
 - ・ 特典付積立《りぼん》（定期受取機能付）に関する追加規定

改定内容は以下の通りです。

特典付積立《りぼん》（職域専用）に関する追加規定

新	旧
SMBC積立定期預金《りぼん》（職域専用）に関する追加規定	特典付積立《りぼん》（職域専用）に関する追加規定
1【この追加規定の適用範囲等】 この追加規定は、SMBC積立定期預金《りぼん》（職域専用）（以下「りぼん(職域)」について適用します。	1【この追加規定の適用範囲等】 この追加規定は、特典付積立《りぼん》（職域専用）（以下「りぼん(職域)」について適用します。
2【定義】 (1)りぼん(職域)とは、当行所定の要件を満たす場合に <u>上乗せ金利</u> を利用することができる自動とりまとめ定期預金(以下「この預金」)をいいます。	2【定義】 (1)りぼん(職域)とは、当行所定の要件(以下「特典利用の要件」)を満たす場合において、当行が提供する特典(以下「特典」)を利用することができる自動とりまとめ定期預金(以下「この預金」)をいいます。
(削除)	7【特典の利用】 (1)預金者は、特典利用の要件を満たす場合、特典を利用する旨を当行所定の窓口へ申し出て、当行所定の方法により特典が利用できます。 (2)特典利用の要件を満たす場合であっても、預金者からの特典を利用する旨の申出がない場合等、特典が利用できない場合があります。
7【規定の変更】 (1)この規定の各条項および期間その他の条件は、 <u>金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2)前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。 8【その他】 この追加規定に定めのない事項に関しては、自動とりまとめ定期預金規定および関連する諸規定を適用するものとします。	8【特典の変更等】 (1)当行は、預金者に事前に通知することなく、特典の追加、変更、廃止ができます。その場合は、店頭表示その他相当の方法で公表することとし、1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。ただし、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると当行が認めた場合は、この限りではありません。 (2)この追加規定に定めのない事項に関しては、自動とりまとめ定期預金規定および関連する諸規定を適用するものとします。

特典ご提供の終了に伴う規定の廃止・改定

別紙

特典付積立《りぼん》（定期受取機能付）に関する追加規定

新	旧
<p><u>SMBC積立定期預金《りぼん》（職域専用）に関する追加規定</u></p>	<p>特典付積立《りぼん》（職域専用）に関する追加規定</p>
<p>1【この追加規定の適用範囲等】 この追加規定は、SMBC積立定期預金《りぼん》（定期受取機能付）（以下「りぼん（定期受取）」について適用します。なお、特段の定めのない限り、自動とりまとめ定期預金規定および関連する諸規定における定義が、この追加規定にも適用されるものとします。</p>	<p>1【この追加規定の適用範囲等】 この追加規定は、特典付積立《りぼん》（定期受取機能付）（以下「りぼん（定期受取）」について適用します。なお、特段の定めのない限り、自動とりまとめ定期預金規定および関連する諸規定における定義が、この追加規定にも適用されるものとします。</p>
<p>2【定義】 (1)りぼん（定期受取）とは、当行所定の要件を満たす場合に<u>上乗せ金利</u>を利用することができる自動とりまとめ定期預金(以下「この預金」)をいいます。</p>	<p>2【定義】 (1)りぼん（定期受取）とは、当行所定の要件(以下「特典利用の要件」)を満たす場合において、当行が提供する特典(以下「特典」)を利用することができる自動とりまとめ定期預金(以下「この預金」)をいいます。</p>
<p>(削除)</p>	<p>6【特典の利用】 (1)預金者は、特典利用の要件を満たす場合、特典を利用する旨を当行所定の窓口申し出て、当行所定の方法により特典が利用できます。 (2)特典利用の要件を満たす場合であっても、預金者からの特典を利用する旨の申出がない場合等、特典が利用できない場合があります。</p>
<p>6【適用金利の変更】 (1)当行は、預金者に事前に通知することなく、<u>上乗せ金利の変更、廃止</u>ができます。 (略)</p>	<p>7【特典の変更等】 (1)当行は、預金者に事前に通知することなく、特典の追加、変更、廃止および上乗せ金利の変更、廃止ができます。その場合は、店頭表示その他相当の方法で公表することとし、1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。ただし、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると当行が認めた場合は、この限りではありません。 (2)前項に拘らず、指定企業との覚書等が終了した場合には、その時点において、この預金にかかる特典および上乗せ金利が変更・廃止されるものとします。 (3)この追加規定に定めのない事項に関しては、自動とりまとめ定期預金規定および関連する諸規定を適用するものとします。</p>
<p>7【規定の変更】 (1)この規定の各条項および期間その他の条件は、<u>金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更</u>できるものとします。 (2)前記（1）の変更は、公表の際に定める1か月以上の<u>相当な期間を経過した日から適用</u>されるものとします。</p>	
<p>8【その他】 この追加規定に定めのない事項に関しては、自動とりまとめ定期預金規定および関連する諸規定を適用するものとします。</p>	